保護者の皆様へ

<清水町教育委員会>

～就学奨励費のお知らせ～

（学校での学習に必要な費用の援助が受けられます）

清水町では、お子さんを就学させる場合に、経済的理由等でお困りのご家庭に学用品費・給食費（生活保護支給額対象費目は除く）などを就学奨励費として支給しています。
令和７年度の就学奨励費を希望される方は、次のとおりお申し込みください。

就学奨励費を受けることができる方

①　現在、生活保護をうけている方
②　昨年４月から現在までに、次のいずれかの扱いを受けた方
・生活保護の停止又は廃止になった方
・地方税法に基づく町民税の非課税の方、または減免された方
・地方税法に基づく災害による個人事業税又は固定資産税の減免を受けた方
・国民年金法に基づく国民年金の掛金の減免又は地方税法に基づく国民健康保険税の減免、若しくは徴収の猶予を受けた方
・児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けた方

③　上記①②に該当されない方で、次のいずれかに該当し、世帯全員の所得が判定基準を超えない方
・雇用保険日雇労働被保険者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者の方
・職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる方
・学用品、通学用品等に不自由していて、生活状況が極めて悪いと認められる方
・長期療養、火災、交通事故等不慮の災害により経済的に困っている方
・その他、収入が少ないなどで経済的に困っている方

判断基準について

前年の世帯全員の収入等が生活保護基準を準用して定めた額と比較して 1.3 倍未満の世帯を認定とします。

・給与、年金収入の方は、支払総額をもって判断の基礎とします。
・住民税課税の資料をもって認定収入額を調査します。
（令和７年１月１日現在、清水町に住民登録していない場合は、収入のある世帯全員の令和６年１月から令和６年 12 月までの収入が分かる書類<源泉徴収票又は確定申告書の写しなど>が必要になります）

（裏面につづく）

支給する内容について

国が定める要保護児童生徒援助費補助金の基準に準じた額を支給します。

①新入学学用品費等（別制度で支給された方を除く）、学用品費等、
体育実技用具費、クラブ活動費、児童生徒会費、ＰＴＡ会費、卒業アルバム代、
オンライン通信費等

→　申請時に「口座振込依頼書」で指定された口座に振込します。

②学校給食費、修学旅行費、自然教室事業費（中学生のみ）

→　教育委員会から学校または、給食センターに納付します。

③虫歯、中耳炎、結膜炎及びトラコーマ、慢性副鼻腔炎及びアデノイド、寄生虫病、
白癬（はくせん）、疥癬（かいせん）及び膿痂疹（のうかしん）の治療に係る医療費

→　医療機関に受診する前に学校に連絡し、医療券の交付を受けて受診していただき、教育委員会から直接病院等に支払います。清水町では、小・中学生の医療費は無料ですが、就学奨励費に該当される方は、この制度を利用していただきます。

手続きの方法について

就学奨励費申請書（世帯票）と口座振込依頼書に必要事項を記入し、下記期日までに清水町教育委員会へ提出してください（申請は随時受け付けています）。

なお、新小学校１年生及び小・中学校の両方に在学している場合は、１枚の申請書（世帯票）にまとめて記入し、口座振込依頼書１枚と併せて提出してください。

前年度に就学援助を受けていた方も、**毎年申請が必要**ですのでご注意ください。

提出期限・提出先

①提出期限

◎ 小・中学校　在校生・・・**２月１４日（金）**

◎ 新小学校１年生・・・**４月１４日（月）**　（在校生に兄弟姉妹がいない場合）

②提出先　**清水町教育委員会 学校教育課（清水町役場２階）**

判定結果について

次のとおり保護者宛てに通知いたします。

①中学校３年生がいる世帯・・・４月中旬

②その他の世帯・・・５月下旬

※ご不明な点については

清水町教育委員会 学校教育課 学校教育係（℡62－5138）までお問い合わせください。